

**令和2年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和2年3月10日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 19号 | 七戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 20号 | 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 21号 | 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 22号 | 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 23号 | 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 24号 | 七戸町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 25号 | 七戸町児童センター設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 26号 | 七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 27号 | 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 28号 | 七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 29号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 12 | 議案第 30号 | 新町建設計画（まちづくり計画）の変更について |
| 日程第 13 | 議案第 31号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 32号 | 土地売買変更契約の締結について |
| 日程第 15 | 議案第 33号 | 工事請負変更契約の締結について
（蛇坂団地造成工事） |
| 日程第 16 | 議案第 1号 | 令和元年度七戸町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 17 | 議案第 2号 | 令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 18 | 議案第 3号 | 令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 19 | 議案第 4号 | 令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号） |

- 日程第20 議案第 5号 令和元年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第 6号 令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第 7号 令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第 8号 令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第 9号 令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 予算審査特別委員会審査報告
- | | |
|--------|------------------------|
| 議案第10号 | 令和2年度七戸町一般会計予算 |
| 議案第11号 | 令和2年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第12号 | 令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第13号 | 令和2年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| 議案第14号 | 令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |
| 議案第16号 | 令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第17号 | 令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第18号 | 令和2年度七戸町水道事業会計予算 |
- 日程第26 議案第34号 七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 議案第35号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 議案第36号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第37号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第38号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 発議第 1号 地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書の提出について
- 日程第32 発議第 2号 I R推進法及びI R整備法の廃止を求める意見書の提出について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	疍清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君
健康福祉課長 (兼七戸町包括支援センター所長・ 天間林老人福祉センター所長)	氣田雅之君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	仁和圭昭君
上下水道課長	井上健君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	甲田美喜雄君	中央公民館長	高田博範君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高田美由紀君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	三上義也君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	天間孝栄君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	原子保幸君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	天間孝栄君	事務局次長	中村孝司君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、令和2年第1回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、3月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 議案第19号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 議案第19号七戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号七戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第20号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第20号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

- 9番（附田俊仁君） この改正によって、農地の利用適正化ということなのですが、この改正によってどの程度の活動内容、地域的なものとか、地目的なものとか、何人体制でどういうパトロールの体制だったかというのがありましたら教えてもらえますか。

- 議長（瀬川左一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三上義也君） お答えいたします。

人数体制は、農業委員が15人で、推進員が7人で、22名になっております。

内容につきましては、今まで農業委員会でやっていたこととほぼ同じなのですけれども、担い手への農地集積、農地中間管理機構との活動の連携、打ち合わせ等、新規参入の促進活動等の業務内容になっております。

農地パトロールは、22人で8月から10月に行う予定です。

管内の面積は6,986ヘクタールになっておりますので、その面積を回ります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） この文面の中に能率給という言葉が出てくるところがありましたよね。ここには何か理由があるのですか。今までなかったけれども、能率給という表現をしているのですけれども。

○議長（瀬川左一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三上義也君） 能率給につきましては、先ほどお話しした事業内容に基づいて、農業委員、最大で毎月6,000円、1カ月につき最大で6,000円です。成果に応じた交付金につきましては、農業委員数で最大で毎月1万4,000円になっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） お金の中身はわかったのだけれども、要は、私の勝手な想像なのだけれども、せっかく委員だとか何とかについても、なかなか出てこないのだとか、あるいは、そういった意味では格差があるのかなと。そういった意味では、出た人と出ていない人と格差をやるために能率給という、そういう言葉が出たのかなと、私はそう解釈したのだけれども、計画についての中身というのはわかるのだけれども、一部、話で聞けば、なかなか出てくる人もいないのだとか、そういうお話を聞いたものだから、そういった意味では、能率給という言葉を使ったのかなと、そう私は勝手に解釈したのだけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三上義也君） お答えいたします。

能率給に関しましては、全農業委員と推進員、対象になっております。出ない人にも、どうのこうのという話ですけれども、出た方に、活動実績に応じた交付金というのがありますので、能率給というのは全員対象になりますけれども、活動実績がない方には交付金は支払われません。

以上です。

○11番（田嶋輝雄君） わかりました。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第21号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 議案第21号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第22号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 議案第22号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第23号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第23号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第24号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 議案第24号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第25号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 議案第25号七戸町児童センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号七戸町児童センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第26号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 議案第26号七戸町老人福祉センターの設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

○11番(田嶋輝雄君) ちょっと確認したいのだけれども、私の見方が悪いかどうかあれだけれども、七戸の老人福祉センターの使用料の改定したのが、一番最初に載っているのでしょうか。

○議長(瀬川左一君) ちょっと今、聞き取りができなかったので、もう一度お願いします。

○11番(田嶋輝雄君) 一番最初に、別表12条、13条、天間林老人福祉センター使用料と、こういうふうに書いてありますよね。それが次のページの別表12条、13条の中身なのかどうなのか、ちょっと確認します。

○議長(瀬川左一君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(氣田雅之君) お答えいたします。

天間林老人福祉センターの使用料のほうは変わってはございません。通称、ゆうずらんの部分は削除しただけでございます。七戸老人福祉センターの部分を削除しただけでございます。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第27号

○議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第27号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第27号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第28号

- 議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第28号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第28号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第29号

- 議長(瀬川左一君) 日程第11 議案第29号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第30号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 議案第30号新町建設計画(まちづくり計画)の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番(山本泰二君) 新旧の対照の後ろのほうのページですが、その中の32の新旧があるところですが、こちらのほうには生涯学習施設の整備、これが削除されております。それから、34のところでは芸術文化活動設備の促進、そういうものが削除されておるわけです。この計画そのものは、具体的な内容を示すというよりは方針を示しているものだと思いますので、内部、詳細についてここで議論するつもりはありませんが、文化施設が整備されないということについては、ちょっと残念だなと、ここに盛り込まれなかったことは残念だなと思います。そのことについて、今後、この計画そのものはまた発展、改定していくものだと思いますけれども、この部分について、今後、検討を盛り込むことも検討していただければと思います。削除した理由をお聞きしたいと思います。

○議長(瀬川左一君) 企画調整課長。

○企画調整課長(田嶋邦貴君) お答えします。

この計画は、当初、合併してから、最初10年間で計画をつくっています。それからさらに5年間の延長がありまして、今回、もう一度の延長ということで、令和6年度までです。今回は、ここの中で、さらにその5年の中でやっていくものということで、これをやらないということではなくて、ここでさらにここに重点をかけて進めていくというものが

上がっていますので、今、議員がおっしゃるとおり、やらないということではなくて、この中も進めていくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） わかりました。

つけ加えまして、このまちづくり計画の中に、昨今のコロナウイルスもそうですけれども、防災ですとか、心の健康ですとか、それから、高齢者、障害者、生活弱者、生活困窮者、そういった方々への配慮ができる、そういうまちづくりということで、そういう部分も今後検討していただければと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

1番議員。

○1番（中野正章君） 先ほどのページの近く、35ページに書かれている、一体感あふれる魅力あるまちづくりとあります。この下のほうに、各種イベント、スポーツ大会等、開催による地域間交流の促進とあります。私は今の右の削除と左の変わったところについてというよりも、こういう項目があるので、ぜひそういうスポーツイベント、全町参加型のスポーツイベントの推進に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

○1番（中野正章君） はい。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 6ページ、産業とありますけれども、新町建設計画、ちょっと酷な言い方かもしれないけれども、産業の中で、1次産業が云々となっていますけれども、新町の計画はいいのですけれども、今ある旧市街地というのですか、それとの絡みはどうなるのでしょうか。新町だけで、新町は計画を立てるのでしょうか。1次産業とか2次産業とか3次産業とかの部分で文句あるのですけれども、では今までの、これは新町になったからそういうふうを立てるわけではないでしょう。この新町になればなるほどに、今度は限りある予算を使うものですから、当然として全部に行き渡らないでしょう。そうなると、今までのある旧市街地というのか、そういうものの絡みはどういう影響というのか、どういう考え方になればいいのでしょうか。わかりますか。答えられる範囲で答えればいいです。

言い直します。答えづらいと思うから。この前の都市計画の支援委員会のことでも話しましたがけれども、簡単に言うと、間違いなく新しいまちづくりがそこで始まります。公共施設が、将来的には遠い、公共施設などを全部集約します。考えた予算でやります。そうなると、当然として、そこに力を入れるということは、当然として、あとのほうには影響が出てくると思うのですよ。特に新町がそういうふうにとると、それ以外のことが影響を

受けないわけがないのですよね。その辺の絡みを聞いているのです。答えられる範囲で教えてください。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） 新町のこの計画、今、議員おっしゃっているのは、荒熊内計画を中心にしたところのお話もされていると思いますけれども、あの計画の中にもあるように、七戸地区、天間林地区、そして荒熊内地区、あそこは結節点でありますから、それを含めたものをバランスよく進めていきながら取り組んでいくというのが計画の趣旨でございますので、当然、荒熊内のところも整備されていきますけれども、それに付随して七戸地区、天間地区、ここはやはり連携していかないと、一つの町としてのものがうまく転がっていかないという考え方になりますので、そこもケアしながら進めていくこととしております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号新町建設計画（まちづくり計画）の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第31号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 議案第31号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第32号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第32号土地売買変更契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号土地売買変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第33号

○議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第33号工事請負変更契約の締結について(蛇坂団地造成工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) あそこの雇用促進住宅の今造成しているところだと思うのですが、これも、変更前、変更後とあるのですけれども、そんなに難しい、例えば変更をかけるということは、土質が悪かったとか、そういうことであって、これはただ単なる積算するときの基準というのは、計算とかが甘かったというだけの話ではないのですか。

○議長(瀬川左一君) 建設課長。

○建設課長（仁和圭昭君） お答えします。

今回の変更点でございますけれども、いわゆる既設団地の撤去処分に伴う実績変更というところでございますけれども、今回、進入口の町道付近における側溝等、調整コン等がございます。調整コンというのは、いわゆる低版部の厚さ等が、これが設計上で当初見ているよりかなり厚かったというところがございますので、いわゆる撤去時に、そこら辺、工事実施した際に、厚さ検査をしたところ、かなりの厚さがあるということで、そういうところの処分でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第33号工事請負変更契約の締結について（蛇坂団地造成工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 議案第1号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款1項1目個人から、14ページ、14款2項5目教育費補助金まで、発言を許します。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 13ページ、14款2項2目の2節の、まずプレミアムつき商品券事業費補助金について伺います。歳入のほうで国庫支出金の中の国庫補助金、マイナス3,552万8,000円ということで、せっかく国の補助金がありながら、全額引っぱりきれなかったというところにここが入ってくるのかなと思います。1,400万円減額になっていますけれども、当町に対しての全体の予算に対して、活用しきれなかった割合というのはどの程度なのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

このプレミアム商品券でございますけれども、活用できなかったというよりも、これはあくまでも本人の申請ということになります。そして、このプレミアム商品券の対象者は非課税者が3,720名、子育て世代ということで、0歳から2歳までの人が237名、合計で3,957名の方が対象者でありました。そのうち、実際、この申請をしてきた方は1,508名ということで、パーセンテージでいくと43.72%の申し込み、申請であったということで、こういうふうなことになりました。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） 2万円の現金で2万5,000円分の商品券を買えるということで、5,000円プラスになるメリットがありながら、しかも所得が少ない人対象ということで、43.7%の人が申請して、活用していないということで、消費税で税金をとって、返すぐらいならとるなという気持ちはあるのですけれども、結局、これであれば、初めから5,000円、本人に給付したほうが早いのではないのかなというふうに思います。今回はこの結果をもとに、国民の税金を使って経済対策をやったわけですけれども、どういうやり方をすると効果が出ないかというのを国民が学ばば授業料を回収できるのかなと思います。

もう一つ、その上にある子供のための教育・保育給付交付金のほうが金額が大きいわけですが、これがこれぐらいの減額になっている理由について伺います。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） このところにおきましては、見込額ということで、かなり誤差が生じたために、このような減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今に関連して、このシステムというのは子育て世代、それから低所得者でしょう。ただ、生活保護者も入りますよね。生活保護を受けている人たち、当然、低所得者だから生活保護を受けている。とすれば、2万円が2万5,000円、要するによく言うのだけれども、医療費が高いとか何が高いとかという話をするのですけれども、せっかくこういうのがあるのであれば、逆に言えば、そういう啓蒙運動をして、低所得者や生活保護の人たちこそむしろこれを啓蒙すべきではないのでしょうかね。どう思いますか。これ、どこへ放ってやればいいのか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

生活保護の方は医療費等がかかりませんので、このプレミアム商品券とは直接結びつかないかと思えます。対象にはなりますけれども、医療費等がかからないというか、生活保

護の方は医療費はかからないということになります。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、14ページ、15款1項1目民生費負担金から、18ページ、21款1項6目民生債まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

19ページ、1款1項1目議会費から、25ページ、2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、25ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、30ページ、5款1項1目労働諸費まで、発言を許します。

15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 27ページになるかと思いますが、今のコロナウイルス感染症の問題で、学校が休校になりましたね。それで、町のほうでも対応を一生懸命やっているとは思いますが、お聞きしたいのは、児童センター、学童保育等の利用が始まったかとは思いますが、まだ何日もたっていませんけれども、その利用状況はいかがでしょうか。過密になっていないかどうか心配です。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

この学童保育の利用でございますけれども、七戸町では3月5日から学校が休校となりまして、そこから統計をとっております。実は城南児童クラブというところがありますけれども、その登録者は108名でございますが、5日の日は17名、6日が18名、7日は土曜日でございますけれども10名、3月9日が28名ということで、ほとんどふえていないということになります。土曜日は特に10名ということで、非常に少なかったということです。

あと、西学童保育クラブ、東学童クラブとあって、町で直営でやっているところがあるのですが、ここにおいても、西学童保育クラブにおいては登録者数が55名でございますが、5日が10名、6日が12名、7日の土曜日は5名、9日が15名という推移をしております。

東学童においては、登録者数は62名でございますが、5日の日は11名、6日が10名、7日の土曜日は3名、3月9日が11名ございました。

指定管理をしております天間西児童センターでございますけれども、登録者数は98名でございますが、利用者は、5日の日が41名、6日が38名、7日の土曜日は17名、3月9日が40名ということで、半分以下の利用でございます。

城北児童センターにおいては、143名の登録がございますが、3月5日から9日まで、ほぼ平均34名でございます。土曜日の日に限っては17名ということになっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 済みませんでした。27ページ、3款児童福祉費の委託料のところに入るかと思いますが、先ほど課長のほうから、放課後児童の利用状況をお聞きしまして、都会のほうなどは子供センター及び放課後児童のところは学校以上に過密状態にあり、むしろ感染が心配だと言われております。でも、今聞いた限りでは、ややそんなに多くはなく、利用されているなというふうに感じました。

また、これは今、登録した児童たちがそこを利用することになります。未登録の児童はその都度受け入れますか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

未登録の児童に関しては、その都度、申し込みがあれば、速やかに受けつけるというふうな形をとっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） その場合、今、まだ休みになって間もないので、わりと家庭のほうではしっかりと自分の家において、外出しないようにはしていると思いますが、これから時間がたてば、やはり家にいるだけでは飽き足りなくなり、利用するのはふえるかと思えます。その場合の人数の状況とか、ストップしなければならない事態が起こるかもしれませんので、そこら辺も留意していただきたいと思えます。

以上。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 関連してなのですが、これは学務課のほうになるのかもしれませんが、児童の中には援助を必要とする児童がいると思えます。多動児ですとか、それから、障害を持った子供さんたちとか、そういう子供たちが、この児童館、児童センターのほうに来ているのか、ちょっとそこもわからないのですが、そういう子供たちに対してはどういう扱いになるのか、あるいは来ているのか、そういうのはあるのか、そこをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（小山彦逸君） お答え申し上げます。

今のところ、多動児が来ているかどうかということまではちょっと確認しておりませんが、利用する人に関しては受け入れているということでございます。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

小学校、中学校において、特別支援が必要な子どもたちが、特に小学校においては、学童クラブに行っているかということは、教育委員会のほうでも、申しわけありませんが、把握はしておりません。ただ、昨日、臨時の校長会を行いました、学校のほうには、今のところ、休み中の子供の生活について相談とかクレーム等の電話等はない、相談等はないということで報告を受けておりますので、今のところはうまく家庭のほうで子供たちを見れているのかなという見解でおります。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） その相談とかそういうものがあつた場合には対処していただければと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、30ページ、6款1項1目農業委員会費から、36ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

7番議員。

○7番（柘 清悦君） 33ページ、7款1項5目14節、駐車場管理機器リース料、436万6,000円の減額になっています。令和2年度の予算書を見たときに、当初の説明より安くなっているなど感じたのですが、ここでも減額になっています。駐車場が大きいところ2カ所に設置して、台数が少ないところは設置しないというやり方と、防犯カメラ9台設置して、駐車場の事故をそれで発見できたという成果を上げているので、すごく効果的にやっていると思いますけれども、ここがこれだけ減額に、経費削減できているわけですが、その主な理由を伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

昨年初めてこの予算をもったのですけれども、単純に正規な料金で積算して入札をした結果の入札減が一番大きいということになります。

新年度予算に関しては、去年は期間が8月からやれるのか7月からできるのかという期間の予算でしたけれども、新年度については1年間の金額がはっきりしているもので、令和2年度に関しては、今回のような誤差のないような予算計上になっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、36ページ、10款1項2目事務局費から、45ページ、13款2項11目下水道事業債償還基金費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） きのう渡されたコロナウイルス感染症対策の七戸町の対応の件について、これをちらっと見たのですけれども、卒業式はいいのですけれども、入学式はどのような対応になっているのでしょうか。例えば先般、来賓は遠慮してくださいとか、その辺が細かく載っていないのですけれども。それともう一つ、今、児童の話が出ましたけれども、逆に一番弱いというのは年をとった高齢者の人たち、疾患を持った人。この七戸町の中にも老人ホームもありますので、それからデイサービスの関係はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 今、三上議員のほうから御質問がありました入学式、卒業式についてはきのうも臨時の校長会がありまして、卒業会は実施するという方向でいっていますけれども、入学式に関しては、今、国の動向等を見て、これからということになりますので、今、早急にするかしないかという判断は、今のところ見合わせております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

介護施設等でございますが、今現在、ほとんどが面会謝絶ということになっております。それで、調査委員とか支援員等につきましては、特別またマスクを着用したり、手を洗淨したりという形をとって入室させていただいております。

デイサービスですが、今のところ特に報告がございませんので、通常のマスクをしたり手の洗淨とかをしながら、そのまま続けていると考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） よく言われるのは人の移動ですよね。特に七戸町の場合は、秋田にもでた、北海道はかなり感染して、いいのか悪いのかわからないけれども、当町は新幹線は通っている、東京までも3時間で行く、北海道まで1時間で行くという状態なのでよね。そこで、この前も区役所とかで感染者が出たというのは、要するに大阪のイベントに行ったとか、そういう人の動きですね。青森県の中にも苦しんだ人が8人いるとかいないとかという話もありますので。特に役場もそうでしょうけれども、例えば特に老人

ホームなど、デイサービスとかを行っているところというのは、本当に弱い人たちですので、その人たちの職員の人たちの動向というのは、そういうのを把握しているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

そこまでは調査しておりません。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今までこういう形というのは余りないものですから、これはおくれてもしようがないと思うのですよ。でも間違いなく、今この近隣では松風荘もありますし、いろいろな老人ホーム、そういうのがありますので。だからそういうのというのは、その施設の中で任意で聞き取りしてもいいのですけれども、そういうのをきちっとやったほうがいいと思うのですけれども。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（氣田雅之君） お答えいたします。

その施設等の動向とか、そういった類いのものは、直接国からメール等で指示が出ておりますので、各事業所はそれに対応しております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 同じく新型コロナウイルスの話なのですが、この渡された表の中で、各課で2月20日に今後の対応の連絡会議を開いているのですが、一応はこのとおりの状況なのですけれども、例えば会議をやった結果、国民全体が浮き足立っている状態、これ、このままでいくと、本当に経済活動そのもの、飲食店などというのは大変な事態になっているのは周知の事実ですし、基本、新型コロナと言いつつも、ウイルスなものですから、ウイルスと言われているのは、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナとか、さまざまなウイルスがあるわけですよ。基本的にウイルスを蔓延させないための方法論というのがあるはずなのですよ。例えば、次亜塩素酸ナトリウム系の消毒液で手を洗浄する、エチルアルコールで拭く、そのての基本的なところがあるはずなのです。そういうウイルスに対して菌を殺菌するための方法論というのをもう一度確認の意味で何かの形で情報提供とかする。もしくは、もう一つには、体にウイルスが入ったときに、抵抗力をつけるために、例えば規則正しい生活をする、睡眠、ちゃんとした食事、ナガイモがいいという噂もありますし、ニンニクがいいという話も当然出てくるわけです。そうすると、この浮き足だった、このことは余りよろしいこととは思いませんが、これを収束させるために、町で売り込みをかけられる食材、商品がないこともないわけですよ。そういうところの情報提供というものを、どこの課が主体でやるかはちょっとあれなのですが、やっていくべきだと思うのですが、町長、どうお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

きのう、三上議員からいろいろ御提言いただきまして、早速指示していました。防災無線なり、基本的な町民が守るべきいろいろなこと、それから、過去の会議においては、必要なアルコール類の調達、非常にものがないということで、代替品であるとか、そういったものの調達、そういったものも検討して、大分入ってきているということです。この時期にちょうどのって売り込みできる商品、そう言えば何となく語弊があるのですが、ナガイモがよさそうだというお話は伺っておりますが、これは今やらなくても、もうかなり引き合いがあって、ものがない状態ということです。さらにこの時期でもうかるものはないかというお話だと思いますが、今のところ余りないのではないかというふうには思いますけれども、飲食店なり、かなり影響が出ているということもあります。早目の収束と、それから、基本的なことを守って、必要最低限にそういったものをだんだん利用していくというのも、町民に、やっぱり周知していかなければならないというふうには思っております。それは文書なり、あるいはまた防災無線なり、これは速やかに町民に情報を提供していくということにしております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時21分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） 一部訂正がございます。皆さんに既に渡っております議案一覧表、裏表A4版サイズの表のほうなのですが、議案番号で言いますと23、七戸町特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の「一部の改正について」とございますが、正確には「一部を改正する条例について」が正しい文言でございます。訂正して、おわびを申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 事務局長。

○事務局長（天間孝栄君） 同じく皆さんにお渡ししています議事日程、A4の横の議事日程が書かれております日程第5、議案第23号のその後ろの部分、「条例の一部の改正について」ではなくて、「条例の一部を改正する条例について」に訂正しますので、よろしく申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 私の公述で、日程第5、議案第23号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを訂正します。

皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） プレミアム商品券の訂正がありますので、社会生活課長、お願いします。

○社会生活課長（小山彦逸君） 先ほどの三上議員の質問の中で、生活保護者の方がプレミアム商品券をもらえるような誤解のある答弁でございましたけれども、正確には、生活保護者の方はプレミアム商品券の対象外ということでございますので、訂正いたします。申しわけありませんでした。

○日程第17 議案第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 議案第2号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第3号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 議案第4号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第5号

○議長(瀬川左一君) 日程第20 議案第5号令和元年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号令和元年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第6号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 議案第6号令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号令和元年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第7号

○議長(瀬川左一君) 日程第22 議案第7号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第8号

○議長(瀬川左一君) 日程第23 議案第8号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第9号

○議長(瀬川左一君) 日程第24 議案第9号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第10号から議案第18号まで

○議長(瀬川左一君) 日程第25 議案第10号令和2年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和2年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題とします。

本件9件については、去る3月2日、本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりますが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長(岡村茂雄君) それでは、予算審査の報告をいたします。

3月2日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました、議案第10号令和2年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和2年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月6日と3月9日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長（瀬川左一君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号令和2年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号令和2年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和2年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号令和2年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和2年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号令和2年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号令和2年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。
お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号令和2年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。
お諮りします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。
お諮りします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しま

した。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和2年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号令和2年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長(瀬川左一君) それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第26 議案第34号

○議長(瀬川左一君) 日程第26 議案第34号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第34号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第27 議案第35号

○議長（瀬川左一君） 日程第27 議案第35号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 任期のところなのですが、先ほど任期は3年で、今回、任期が4年なのですけれども、これ、違いはどういうことですか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育長の任期は3年、委員の任期は4年、そのように定められておりますので、今回も教育長は任期は3年、委員の方は4年というふうになっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第28 議案第36号

○議長（瀬川左一君） 日程第28 議案第36号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第29 議案第37号

○議長（瀬川左一君） 日程第29 議案第37号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第30 議案第38号

○議長（瀬川左一君） 日程第30 議案第38号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第31 発議第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第31 発議第1号地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番岡村茂雄君。

○8番（岡村茂雄君） 発議第1号地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書（案）について説明いたします。

昨年9月に厚生労働省が全国の公立・公的病院の約3割に当たる424の病院を名指しで再編や統合が必要と発表しました。そして、1年以内、ことしの9月までに方針を決定するように求めたことから、全国の自治体から、地域の実情を考慮していないなど、疑問と批判の声が相次いでいることは御承知のとおりでございます。

県内では26の病院が対象となっています。その中で、10カ所の病院が統合による再編が求められています。

国は、再編や統合の理由を、診療実績が特に少ないことや、近くに類似の機能を持つ病

院があることとしています。また、自動車で20分くらいまでの通院時間を考えているようです。

しかし、平成17年度の医療改革大綱の、医師をふやさず、長期入院患者のベッド数を削減するという方針を受けて、今、入院の短縮化による病院追い出しなどの問題が出ています。

国では、このように一方的に地方の病院を廃止するようなことはやめていただきたいと思います。むしろ公立病院等の役割を考えれば、医療施設の機能分化や連携を強化することや、医師や看護師など、医療スタッフの確保など、地域のニーズにあわせた援助を強化すべきであると思います。

そのようなことから、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するために提案するものです。

議員の皆様には、この趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番。

○13番（田島政義君） せっかくこういうふうな発議をしていただきました。議員の皆様のおかげで、町長の善意をもって、今、病院は電子カルテ化になって作動しています。ただ、町長にお願いがあるのです。こういう公立病院を残すために、今、一番困っているのが、町民が非常に待ち時間が長くなったと。そういうので、今、システムで幾らか処方箋の流れを変えたみたいなのですが。それで今、上十三に70の調剤薬局があつて、今までは、処方箋をファックスで流して、そして会計が終わって行くというのがあったのですが、今、逆で、会計が終わらないと処方箋を流してくれない。特に門前の近くにある人は、病院で待って、調剤へ行って待って。非常にそのクレームが多くて、一応その辺を上十三の三沢が親分をやっているのですが、調剤薬局の人のほうからいろいろと病院のほうに言ったみたいですが、はい、わかりましたで終わっているみたいですので、その辺を、私もオープンの日と2日、5日と様子を見に行ってきたのですが。山田事務長にもその辺は話をしておきました。今だといろいろと直せるみたいなのですが、まだ。そういうことで、何とかお客さんが来ないと商売になりませんので、せっかくこういう発議もありますから、その辺も町長のほうから、管理者でもありますので、少しお話をしていただけばと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(瀬川左一君) お座りください。

起立多数です。

したがいまして、発議第1号地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○日程第32 発議第2号

○議長(瀬川左一君) 日程第32 発議第2号IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、岡村茂雄君。

○8番(岡村茂雄君) それでは、発議第2号IR推進法及びIR整備法の廃止を求める意見書(案)の提案理由について説明いたします。

IRに関する法律は、別名カジノ法とも言われておりますが、それは刑法で禁止されている賭博行為を民間事業者ができるようにすることが問題となっているからです。

政府はIRを成長戦略の目玉としていますが、先月、日本世論調査会が実施した世論調査では、IR整備を見直すべきという回答が77.5%にふえてきております。現在、競馬などの公営競技等のギャンブル行為が行われておりますが、このことについて、法務省では、賭博が違法とならないためには、目的や収益の公益性、運営主体の公共性など、8点の要件を満たすことで違法性が阻却されるとし、公的なものに限って例外的に認めています。

しかし、IRについて、政府は、総合的に観察、考察すればよいというだけで、違法性の阻却となる8点の要件については何ら説明していません。これでは違法性を免れることはできないと言えます。

また、カジノの最も大きな社会問題は、ギャンブル依存症です。世界的な調査からも、ギャンブル依存症で日常生活に破綻を来す傾向は日本が高いことが指摘されております。これを防止するために、入場を制限するとか、医療保険を適用させるなどの方策は、ギャンブル依存症がふえることを裏づけているとしか思えません。

このようなことなどから、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定による意見書を提出するために提案するものです。

議員の皆様には、この趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これより、提出者に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、採決します。
本案の採決は、起立採決とします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（瀬川左一君） お座りください。
起立多数です。

したがいまして、発議第2号 I R 推進法及び I R 整備法の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。
これをもって、令和2年度第1回七戸町議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 0時08分

以上の会議録は、事務局長原子保幸の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年3月10日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員

